23松 資 第513号
令和5年9月8日

三重県土地家屋調査士会
会長 川井 一浩 様

松阪市長 竹上 真人

松阪市の各地域振興局における税務事務の一部集約化について

初秋の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は松阪市の税務行政にご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当市におきましては、平成 17 年 1 月の合併以降、本庁及び嬉野・三雲・飯南・飯高の各地域振興局にて、税業務を執り行ってきました。

しかし、減少傾向にある職員数で今までと同様に市民サービスを継続していくため、税業務につきまして一部の業務を本庁に集約し事務の効率化を図るとともに、地域振興局における市民サービスの維持・充実を目的として見直しを行ってきました。

この結果、令和５年11月６日から、各地域振興局と本庁をテレビ電話でつなぐ遠隔窓口システムにより、税の相談などは本庁職員が対応させていただきます。

地域振興局の窓口では、固定資産評価証明や所得証明などの税証明の受付はこれまでどおり地域振興局の職員が対応しますが、本庁と連携をして証明書を発行することとなります。なお、税証明発行の際、本庁で確認などの事務対応を行わなければならない場合には時間を要することになると考えられます。

関係者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、今後も複雑専門化すると考えられる税の制度に対応し、的確な行政サービスを提供していくため、ご理解ご協力をお願いいたします。

つきましては、貴会会員の皆様に御周知をお願いいたしたく、別添チラシを同封いたします。重ねてお世話をおかけしますがよろしくお願いいたします。

事務担当：松阪市総務部資産税課
電 話：0598-53-4033
FAX：0598-26-9114
E-mail：shisan.div@city.matsusaka.mie.jp

令和5年11月6日から地域振興局の窓口が一部変わります

～税の相談は遠隔窓口（テレビ電話）をご活用ください～

地域振興局の窓口では税証明などの受付は、これまでどおり地域振興局の職員が対応しますが、税の相談などは、本庁とテレビ電話でつなぐ遠隔窓口システムで本庁の職員が対応させていただきます。

税業務の一部を本庁に集約することで事務を効率化し、今後も複雑化すると考えられるの制度に対応し、確かな行政サービスを提供ていきます。

地域振興局管内にお住まいの方をはじめ、関係者の方々にはご理解くださいますようお願いいたします。

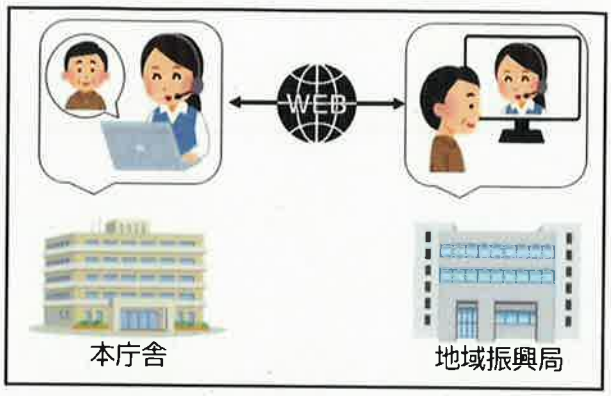

地域振興局の窓口で変わること

- ○ 税のご相談はテレビ電話により本庁職員が対応します。
  ※一部、テレビ電話での対応が困難な場合があります。
- ○ 新築家屋等の調査などは本庁職員がお伺いします。
- ○ 公印を使用する地番参考図などの証明は、
  本庁で作成、翌日以降のお渡しとなります。

下記の業務は、これまでどおり対応します

- ○ 所得証明書や納税証明書などの税証明の発行
- ○ 原動機付自転車等の標識交付や廃車手続き
- ○ 作成済みの申告書や口座振替依頼書など書類の受付
- ○ 市税や国民健康保険税の納税

税の申告シーズンは今までどおり相談受付を行います



【お問合せ先】松阪市役所

市民税課	0598(53)4026
資産税課	0598(53)4033
収納課	0598(53)4021
嬉野地域振興局	0598(48)3805
三雲地域振興局	0598(56)7908
飯南地域振興局	0598(32)2511
嬉野地域振興局	0598(46)7113